

盛岡市市税条例等について

平成28年11月24日

財 政 部

市 民 部

1 改正の趣旨

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税及び国民健康保険税の課税の特例を設けるとともに、地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い個人市民税に係る医療費控除の特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の増額更正をしたとき（国の税務官署が所得税の減額更正をしたことに基因して、当初の賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。

イ 平成30年度から平成34年度までの各年度の個人市民税に限り、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている所得割の納税義務者が特定一般用医薬品等購入費を年間1万 2,000円を超えて支払った場合において、当該特定一般用医薬品等購入費のうち1万 2,000円を超える額を所得控除する医療費控除の特例措置を適用することができることとする。

ウ 特例適用利子等及び特例適用配当等について、他の所得と区分し、特例適用利子等及び特例適用配当等の額に 100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課することとする。

(2) 法人市民税関係

修正申告書の提出があった場合において、当該修正申告書に係る市民税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。

(3) 国民健康保険税関係

特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、所得割額の算定及び減額の判定に用いる総所得金額に含めることとする。

3 施行期日

- (1) 2-(1) -ア・ウ, 2-(2) 及び2-(3) 平成29年1月1日
- (2) 2-(1) -イ 平成30年1月1日